

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しにおける検討事項の例

第1 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付を要しない株式の発行又は自己株式の処分の対象範囲の見直しについて、上場会社以外の株式会社や、従業員及び子会社の取締役等を念頭に、どのように考えるか。

（注）従業員に対する株式の無償交付の検討に当たっては、その前提として、無償交付される株式が労働基準法上の「賃金」に該当し、賃金の通貨払いの原則に抵触しないかについて、整理を要するものと考えられる。

（補足説明）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「令和元年改正法」という。）により、上場会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）の取締役又は執行役を対象として、株式の無償交付（募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項第3号の財産の給付を要しない株式の発行又は自己株式の処分をいう。以下同じ。）をすることができるものとされた（会社法第202条の2）。

この点について、近年、国内外の優秀な人材の獲得・維持、エンゲージメントの向上等の観点から、従業員及び子会社の取締役等（以下「従業員等」という。）に対しても株式を付与する動きが広がりつつあるとの指摘がされている。もっとも、上場会社の取締役又は執行役ではない者については株式の無償交付の対象とされていないため、従業員等に対して株式を付与するに当たっては、実務上、金銭債権を従業員等に付与した上で、従業員等に募集株式を割り当て、引受人となった従業員等に当該金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという取扱いが行われているとされる（いわゆる現物出資構成）。

しかしながら、このような方法は技巧的であり、端的に、従業員等に対する株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。また、いわゆる現物出資構成で必要となる手続が簡便になることが望ましいとの実務上の必要性

があるとの指摘もある。

以上を踏まえ、株式の無償交付の対象範囲の見直しについて、上場会社以外の株式会社や、従業員等を念頭に、どのように考えるか。

5 2 株式交付制度の見直し

株式交付制度に関し、制度を利用することができる範囲を拡大することや、手続を簡素化することなど、その見直しについて、どのように考えるか。

10 (補足説明)

令和元年改正法により、買収会社がその株式を対価とする手法により円滑に被買収会社を子会社とすることができるようにする観点から、買収会社が被買収会社をその子会社とするために、被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対し、対価として買収会社の株式を交付する制度として、株式交付制度（会社法第2条第32号の2並びに第5編第4章の2及び第5章第4節）が創設された。

株式交付制度については、株式を対価とする買収をより円滑にする観点から、①子会社の株式を追加取得する場合や、他の株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合、持分会社や外国会社を子会社とする場合等を念頭に、制度を利用することができる範囲を拡大するべきであるとの指摘や、②株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権や株式交付親会社における債権者保護手続等を念頭に、手続を簡素化するべきであるとの指摘がある。

以上を踏まえ、株式交付制度に関し、制度を利用することができる範囲を拡大することや、手続を簡素化することなど、その見直しについて、どのように考えるか。

3 現物出資制度の見直し

現物出資制度に関し、検査役の調査を要しない範囲を拡大することや、関係者の不足額填補責任を緩和することなど、その見直しについて、どのように考えるか。

(補足説明)

会社法上、株式会社は、現物出資（金銭以外の財産の出資）がされる場合には、原則として、募集事項の決定の後遅滞なく、現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない

とされている（会社法第207条第1項）。このような検査役の調査の制度については、スタートアップに対する知的財産権等の現物出資の支障になっているとの指摘がある。

また、会社法上、現物出資財産に係る不足額填補責任が定められており、募集株式の引受人が株主となった時における現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対する当該不足額の支払について、①募集株式の引受人が無過失責任を（会社法第212条第1項第2号）、②募集に関する職務を行った業務執行取締役等が立証責任の転換された過失責任を（会社法第213条第1項及び第2項）、③現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者が立証責任の転換された過失責任を（会社法第213条第3項）、それぞれ負うものとされている。このような不足額填補責任については、募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価された場合であっても、募集株式の引受人が株主となった時までに現物出資財産が値下がりしたときは、不足額填補責任が発生し得るため、このことが実務上のリスクとなっているとの指摘がある。

さらに、検査役の調査の制度及び不足額填補責任については、これらが厳格であるために現物出資をすることに対する萎縮効果をもたらす可能性があることから、これらを緩和するべきであるとの指摘がある。

以上を踏まえ、現物出資制度に関し、検査役の調査を要しない範囲を拡大することや、関係者の不足額填補責任を緩和することなど、その見直しについて、どのように考えるか。

第2 株主総会の在り方に関する規律の見直し

1 バーチャル株主総会制度

いわゆるバーチャル株主総会に関する規律を会社法に設けることについて、これを設けることとした場合の要件や株主総会の決議の取消しの訴えの特則等を含め、どのように考えるか。

（注）あわせて、いわゆるバーチャル社債権者集会についても、どのように考えるか。

（補足説明）

会社法上、株主総会を招集するに当たっては、その「場所」を定める必要があるとされており（会社法第298条第1項第1号）、「場所」の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催は認められないと解されている。

この点について、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産
競法」という。）においては、令和3年の改正により、一定の要件を満たし、
経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社については、バーチャル
オンリー株主総会を開催することができる旨の会社法の特例が設けられてお
り（産競法第66条）、令和6年末時点で、この特例に基づいてバーチャルオ
ンリー株主総会を開催した会社が70社、バーチャルオンリー株主総会の開
催を可能とする定款変更を行った会社が459社に上っている。

このような実績を踏まえると、バーチャルオンリー株主総会の開催につ
いて、実務上のニーズが存在するものとも考えられる。また、産競法上求めら
れている経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けない場合にも、バーチャル
オンリー株主総会を開催することを許容して、遠隔地から株主総会に出席し
やすくするべきであるとの指摘や、上場会社のみならず非上場会社にもバー
チャルオンリー株主総会を開催するニーズがあるとの指摘がある。

このほか、いわゆるハイブリッド出席型バーチャル株主総会（「場所」を定
めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主も通信手段
を用いて出席することができる株主総会）も含め、いわゆるバーチャル株主
総会に関する規律を会社法に設けることを検討するべきであるとの指摘もあ
る。

なお、いわゆるバーチャル株主総会に関する規律を会社法に設ける場合に
は、その具体的な要件や、通信方法に係る障害が生じた場合の株主総会の決
議の取消しの訴えの特則（いわゆるセーフハーバールール）等についても検
討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、いわゆるバーチャル株主総会に関する規律を会社法に設け
ることについて、これを設けることとした場合の要件や株主総会の決議の取
消しの訴えの特則等を含め、どのように考えるか。なお、いわゆるバーチャ
ル株主総会に関する規律を設けることを検討する場合には、同じく「場所」
を定める必要がある社債権者集会（会社法第719条第1号）についても、
「場所」の定めのない社債権者集会（バーチャルオンリー社債権者集会）に
関する規律を設けることを併せて検討することとも考えられることから、その
旨を注記している。

2 実質株主確認制度

株式会社がいわゆる実質株主を確認するための制度を設けることにつ
いて、これを設けることとした場合の制度趣旨や制度の実効性を確保す
るための規律等を含め、どのように考えるか。

(補足説明)

現行法上、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、株式会社や他の株主において、株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下「名義株主」という。）の背後に存在するいわゆる実質株主（名義株主に対して議決権の行使等について指図をすることができる者）を確認することができる制度は存在しない。

近年、株式会社については、中長期的な企業価値を向上させる観点から、株主との間で建設的な対話を行うことが重要であるとの指摘がされているものの、実質株主に関する情報を把握することができないため、建設的な対話を行うのに支障が生じているとの指摘がある。

なお、実質株主を確認するための制度を設ける場合には、その制度趣旨や、制度の実効性を確保するための規律等についても検討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、株式会社が実質株主を確認するための制度を設けることについて、これを設けることとした場合の制度趣旨や制度の実効性を確保するための規律等を含め、どのように考えるか。

3 その他の株主総会の在り方に関する規律の見直し

前記1及び2のほか、株主総会の合理化の観点から、株主総会の在り方に関する規律の見直しをすることについて、その検討に要する期間等も踏まえ、どのように考えるか。

(補足説明)

前記1及び2のほかにも、株主総会の在り方に関しては、上場会社では、事前の書面又は電磁的方法による議決権行使（会社法第311条第1項及び第312条第1項）により決議の成否の大勢が決していることが多いにもかかわらず、適切な議事運営をしなければ決議の取消事由になり得るため、多大な労力をかけて慎重に対応している実態があるとの指摘がされるなど、会議体としての株主総会の意義に対する問題提起がされている。

また、発行済株式の数が多い株式会社や投資単位が小さい株式会社においては、株式の保有比率（総株主の議決権に対する株主が有する議決権の数の割合）が極めて低い株主にも、議決権数の要件（300個以上の議決権）によって株主提案権が認められることとなり、株主提案権が濫用的に行使される懸念があり、投資単位が小さくなっていくことが見込まれることを踏まえると尚更であるとの指摘がされるなど、株主提案権に対する問題提起がされている。

以上を踏まえ、株主総会の合理化の観点から、例えば、一定の場合には会議体としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度を導入することや、株主提案権の議決権数の要件を見直すことなど、株主総会の在り方に関する規律の見直しをすることについて、その検討に要する期間等も踏まえ、どのように考えるか。

第3 企業統治の在り方に関する規律の見直し

1 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社制度における指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の権限等を見直すことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員の過半数が社外取締役でなければならないが（会社法第400条第3項）、取締役の過半数が社外取締役でなければならないとはされておらず、また、指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており（会社法第404条第1項）、取締役会が指名委員会の決定を覆すことはできないものとされている。

このような制度設計となったのは、指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が導入された平成14年時点では、社外取締役の適任者が少ないとの指摘がされており、取締役の過半数が社外取締役でなければならないこととすると、この要件を満たすことができる株式会社が非常に少なくなってしまうとの懸念があったことを踏まえ、社外取締役が過半数を占める各委員会を設置するとともに、（社内取締役が多数を占めていることが想定される）取締役会がその決定を覆すことはできないこととして、取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能を有する取締役会を実現することを意図するものであったとされている。

もともと、令和6年7月時点では、プライム市場上場会社の20.3%（1642社中の334社）の会社において、取締役の過半数が独立社外取締役となっているなど、上場会社における社外取締役の選任状況は大きく変化しており、平成14年当時の懸念は、現在では必ずしも当てはまらないとも考えられる。このような状況を踏まえ、取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有することは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘がある。

以上を踏まえ、指名委員会等設置会社制度における指名委員会、監査委員

会及び報酬委員会の権限を見直すことについて、どのように考えるか。

2 その他の企業統治の在り方に関する規律の見直し

5 前記1のほか、例えば、役員等の責任など、企業統治の在り方に関する規律の見直しをすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

10 前記1のほかにも、企業統治の在り方に関しては、グローバルな人材確保及び適切なリスクテイクによる経営判断を促す観点から、業務執行取締役等である取締役との責任限定契約の締結を認めるべきであるとの指摘がされるなど、役員等の責任の在り方に対する問題提起がされている。

以上を踏まえ、例えば、役員等の責任など、企業統治の在り方に関する規律の見直しをすることについて、どのように考えるか。

15 第4 その他

以上のほか、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律について、その見直しの要否を検討すべき事項はあるか。